

平成26年2月定例会

総務委員会説明資料

徳島県警察本部

目次

I	平成26年警察本部主要施策の概要	1
II	提出予定案件	4
1	一般会計予算	4
(1)	歳入歳出予算	4
ア	総括表	4
イ	主要事項説明	5
(2)	債務負担行為	7
2	その他の議案等	8
(1)	条例案	8
ア	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	8
(2)	訴えの提起について	10
(3)	専決処分の報告について	11
ア	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	11

I 平成26年警察本部主要施策の概要

昨年の刑法犯認知件数は5,818件で、10年連続して減少し、戦後最多であった平成15年当時と比べて半数以下に減少したものの、高齢者を中心に特殊詐欺の被害が増加し、被害額は約5億4千万円と過去最悪となるなど予断を許さない情勢にある。また、交通事故は、発生件数、負傷者数ともに9年連続で減少したものの、死者数は49人にのぼり、一昨年に比べ大幅に増加した。さらに、南海トラフ巨大地震については、30年以内に70%程度の確率で発生すると政府が先般公表したところであり、発生した場合に迅速・的確な初動対応がとれるよう十分な備えが必要である。

県警察では、本年の運営指針を「安全安心を誇れる徳島県の実現」と定め、更なる治安の強化に取り組むこととしている。

1 身近な犯罪の抑止

重点的なパトロール活動や被害防止啓発のための情報発信を強化するとともに、地域住民らによる自主防犯活動を推進するなど地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進する。

実施項目

- (1) 身近な犯罪の抑止・検挙
- (2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- (3) 少年非行防止・保護総合対策の推進
- (4) 治安を確保するための街頭活動等の推進
- (5) 被害者支援の充実

2 重要犯罪等の徹底検挙

犯罪が発生した際は、迅速・的確な初動捜査を展開し、防犯カメラ画像など確実な証拠収集活動を行うとともに、DNA型鑑定等の科学技術を最大限活用し、事件の早期解決を図る。また、構造的不正の摘発や、暴力団組織の壊滅に向けた施策を推進する。

- (1) 重要犯罪等への的確な対応
- (2) 構造的不正に対する取組の強化
- (3) 組織犯罪対策の推進
- (4) 現場鑑識活動及び科学捜査力の強化

3 交通死亡事故の抑止

昨年発生した交通死亡事故の特徴を踏まえ、関係機関・団体等との連携を一層強化し、高齢者の心に届く情報発信や交通安全教育、交通安全施設の整備、効果的な運転者講習等を実施するとともに、悪質かつ危険性の高い違反に重点を指向した指導取締り等各種対策を推進する。

- (1) 交通事故防止対策等の推進
- (2) 効果的な運転者対策の推進
- (3) 交通事故抑止に資する交通指導取締りと適正捜査の推進
- (4) 安全で快適な交通環境の整備

4 災害、テロ等緊急事態への対処の強化

迅速かつ的確な初動対応がとれるよう、危機管理体制の再点検及び再構築、拠点整備を推進するとともに、初動対応や装備資機材の習熟等の訓練、自治体や関係機関と連携した訓練を反復実施する。また、第25回全国「みどりの愛護」のつどい徳島大会においては、県知事部局を始め関係機関・団体との連携をさらに強化し、警衛警備に万全を期す。

- (1) 的確な警衛警備の実施
- (2) 大規模災害、突発重大事案等への的確な対処
- (3) 国際テロ、対日有害活動に対する諸対策の推進
- (4) 過激派、右翼等による違法行為の防圧・検挙
- (5) 新たな治安事象への的確な対応

5 事態対処能力と警察組織基盤の強化

変化する治安情勢に的確に対応するため、現場を第一に考え、組織体制・運営の在り方を不断に見直すなど、組織基盤の強化を図る。

- (1) 国民の期待と信頼に応える強い警察の確立に向けた取組の推進
- (2) 時代の変化に対応する警察の構築
- (3) 初動警察刷新強化の取組の定着化
- (4) 人的基盤の強化と職員の実務能力の向上
- (5) 女性の視点を一層反映した警察運営の推進

II 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

(単位：千円)

区 分	2 6 年度	前年度	比 較		財 源 内 訳							
	当 初 予算額 A	当 初 予算額 B	増 減 A-B	率 A/B ×100	特 定 財 源							一般財源
					国支出金	使・手	財 収	繰入金	諸収入	反則金	地方債	
警察本部	22,500,867	22,013,219	487,648	102.2	303,478	1,038,529	138,934	2,529,013	134,218	150,000	38,000	18,168,695

イ 主要事項説明

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当 初 予 算 額
			増 減 A-B	率 A/B ×100		
公安委員会費	15,550	15,007	543	103.6	① 公安委員報酬 (6,215) ② 公安委員会の運営及び風俗営業関係等許可事務に要する経費 (9,335)	(5,914) (9,093)
警察本部費	17,814,315	17,521,389	292,926	101.7	① 給与費 (15,882,302) ② 管理運営費 (1,932,013) 警察本部、警察署の運営及び維持管理に要する経費	(16,160,204) (1,361,185)
警察施設費	1,289,323	538,538	750,785	239.4	① 交番・駐在所等整備事業費 (90,174) ② 警察署整備事業費 (1,091,640) ③ 警察職員宿舍整備事業費 (107,509)	(77,313) (454,949) (6,276)
運転免許費	600,503	1,822,448	△1,221,945	33.0	① 自動車運転免許試験及び行政処分事務費 (600,503) 運転免許試験、行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費 ② 自動車運転免許センター等整備事業費 (0)	(545,548) (1,276,900)
恩 給 及 び 退職年金費	43,372	49,201	△5,829	88.2	① 恩給費 (43,372) 恩給受給者に対する恩給等に要する経費	(49,201)

警 察 活 動 費	2,737,804	2,066,636	671,168	132.5	① 警察装備費	(195,588)	(191,760)
					警察装備の整備及び運営に要する経費		
					② 一般警察活動費	(522,584)	(484,650)
					地域活動（交番、駐在所等）等に要する経費		
					③ 刑事警察費	(298,002)	(293,498)
					犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費		
					④ 交通指導取締費	(206,031)	(199,138)
					交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する経費		
					⑤ 交通安全施設整備事業費	(1,505,146)	(887,428)
					ア 国補対象事業費	(101,108)	(201,124)
					イ 県単独事業費	(1,032,650)	(331,365)
					ウ 維持補修費	(371,388)	(354,939)
					⑥ 道路交通情報提供費	(10,453)	(10,162)
合 計	22,500,867	22,013,219	487,648	102.2			

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国支出金	地方債	その他	
警察署整備事業工事請負等契約	平成 2 7 年度	208,080		164,000		44,080

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

- a 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「標準政令」という。）の一部が改正されたことに伴い、放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習に係る手数料の額を改める必要がある。
- b 他の都道府県との均衡等を勘案し、道路の使用の許可の申請に対する審査及び自動車の保管場所を確保していることの証明の申請に対する審査に係る手数料の額を改める必要がある。
- c 道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）により道路交通法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

a 手数料の額の改正（標準政令）

放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習に係る手数料の額を「19,000円」から「20,000円」に改めることとする。

b 手数料の額の改定（他の都道府県との均衡等）

道路の使用の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を、「2,000円」から「2,200円」に改めることとする。

自動車の保管場所を確保していることの証明の申請に対する審査に係る手数料の額を、「2,000円」から「2,100円」に改めることとする。

c 道路交通法の一部改正に伴う所要の整理

条例において引用している道路交通法の条項が移動するため、これに伴う所要の整理を行うこととする。

(ウ) 施行日

a 手数料の額の改定

平成26年4月1日

b 道路交通法の一部改正に伴う所要の整理

道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成25年6月14日から起算して1年を超えない範囲内において
政令で定める日）

(2) 訴えの提起について

損害賠償請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

損害賠償請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
	(1) 金1,843,463円及びこれに対する平成25年5月5日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び第1項についての仮執行の宣言を求める。

(3) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
徳島市所在 1 法人	44,100円	平成25年 9月19日	徳 島 市 地 内	平成26年 1月31日	物 損	徳 島 東 警 察 署
		捜査用車両が後退する際に、駐車場に設置されていたポールに衝突したもの				